

第 22 回総会 令和 4 年 3 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、3 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 今月は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 1 件提出されていますので報告いたします。土地の所在は、大字穂北字〇〇番、地目：台帳・現況ともに田、面積 1,560 m²の内 195 m²、届出人は、大字南方〇〇番地 3、〇〇、転用目的は、〇〇及び〇〇直売所の設置となっています。〇〇が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

会 長 小規模転用 1 番を報告します。届出人は、〇〇さんで、5, 6 年前の新規就農者であります。現在、〇〇集落で〇〇を栽培しています。特殊な栽培方法で、甘いと評判です。農地の場所は、〇〇線を〇〇橋から、〇〇集落に向かって約 1 km 行き、小さな橋を左折し、〇〇公民館を通り過ぎて、山手の方に向かった左側の農地となります。

先月の総会の基盤法 19 条のあっせんで審議した農地です。ハウス栽培も規模を拡大させ、〇〇と〇〇などの加工販売所を自分で造りたいとのことで、第 6 次産業に対する補助金も検討し、直売所を建設するとのことです。現地も確認していますので報告します。

局 長 また、相続届出 3 件、使用貸借合意解約 1 件、賃貸借合意解約 5 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 3 年度第 22 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員 15 名、推進委員 14 名、合計 29 名の出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。13 番 〇〇委員、24 番

〇〇委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 118 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 118 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 3 件であります。

1 番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：鹿児島県指宿市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 2,215 m²、申請事由：住宅型有料老人ホーム用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、住宅型有料老人ホーム 1 棟の建築であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 今回は、21 番 〇〇委員と私（6 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、3 月 22 日午前 8 時 30 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第 5 条 3 件、非農地証明 4 件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、12 番 〇〇委員、25 番 〇〇委員、15 番 〇〇委員にも同行いただきました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく願います。

21 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南に約 700m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受け、住宅型有料老人ホームを建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は山林、北側は道路となっています。雨水は、浸透枿を設置して処理すると聞いています。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にブロック塀を設置して、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋

がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：神戸市の〇〇、渡人：穂北の〇〇、三宅の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他4筆、登記・現況ともに畑、面積834㎡、申請事由：太陽光発電設備の設置、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、太陽光パネル192枚の設置であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 2番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約750m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側は道路、南側は宅地、北側は堤防となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、盛土もなく特に懸念すると

ころはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、総額〇〇円となっています。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：東京都の〇〇、渡人：大字荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番7、登記・現況ともに畑、面積1,385 m²、申請事由：侵入通路及び車両駐車場・資材等置場の設置、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、既設の太陽光発電施設保守管理に伴う車両進入路及び駐車場・資材置場の設置用地となっております。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

21 番 3番を説明します。申請地は、都於郡の〇〇集落で、〇〇公民館から南東へ約1.3 km行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、侵入通路及び作業駐車場・資材置場を設置するために申請されたものです。周囲は、東西南北すべて太陽光発電施設です。雨水は、敷地内の排水溝から新設水路に流します。尚、水路への雨水排水

については、同施設の設置前に、水路関係者との協議を行って了承を得ています。生活排水についてはありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、盛土等の造成で土砂流出の発生懸念はありません。転用する土地の周辺関係者等については、周辺全てが自己所有地であります。この申請地は、公共投資のない小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は〇〇円となっています。

議長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第119号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第119号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書2～3ページの通り、申請件数は6件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項

等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：延岡市の〇〇、申請地：大字南方字
〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 756 m²、権利の内容：贈与による所有権移転
です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 1 番を説明します。受人の〇〇さんが、渡人の〇〇さんから、元々借りていた農地
でありましたが、〇〇さんも県外在住で、高齢でもあるため管理ができないことで贈
与となったものであります。〇〇さんは、牛を 60 頭ほど飼育する畜産農家で、飼料等
を作付けし、農機具等も一式揃っております。申請地には、これまで通り飼料を作付
けすると聞いています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお
願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字南方字
〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 3,728 m²、権利の内容：贈与による所有
権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 2番を説明します。今回の申請は、娘である受人の〇〇さんへ、父の〇〇さんからの贈与となります。〇〇さんも高齢で、娘への農業継承のため今回の贈与を含め、3回に分けて贈与とする予定とのこと。〇〇さんは、米とピーマンを作付けする農家であり、農機具等も一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：童子丸の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番19他2筆、登記・現況ともに畑、面積1,087㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 3番を説明します。渡人は三宅に住む〇〇さんで、夫も亡くされ高齢であります。受人は、童子丸の〇〇さんです。申請地は、西都原の〇〇から西へ約200m行った所で、〇〇が横にある農地となります。現地は、畑で草地となっていますが、取得後は栗を植えたいとのこと。この農地もなかなか買手のない土地だったのですが、こ

うした状況の農地をこれまでも何度か農地法第3条で取得しておられる、〇〇さんが今回取得することになったとのこと。〇〇さんについては、農地面積や農業に必要な農機具等の要件を全て備えておられますので、なんら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：童子丸の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積387㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17番 4番を説明します。渡人は童子丸に住む〇〇さんで、受人は同じく童子丸に住む〇〇さんへの売買となります。農地の場所につきましては、お手元の地図を参照して下さい。童子丸の〇〇から北へ約500m進んだ農地となります。受人は、米を約7反、きんかんを約2反作付けしており、今回の申請地には、米を作付けする予定であります。農機具も田植機、トラクター、軽トラ、コンバイン等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺作物等への影響もなく、農地法第3条に50a以上の作付けについても

問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番の説明をお願いします。

局 長 5 番を説明します。受人：佐土原町の〇〇、渡人：愛知県の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 78 他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 4,011 m²、権利の内容：賃貸借権の設定です。

議 長 地元委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局 5 番を説明します。渡人は愛知県に住む、〇〇さんで、受人は宮崎市の佐土原町に住む〇〇さんへの令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間の貸借契約で、賃借料は反、〇〇円となります。農地の場所については、お手元の地図を参照して下さい。〇〇小学校から北西に約 500m 進んだ農地となります。受人は、今回新規の就農ですが、農業の経験はあり、また〇〇として 2 年間農業指導も行っており、農業の知識は有していると思います。受人は、佐土原町でパン屋を営み、今回その原料を確保するために申請したものです。現地には、材料の麦、にんにく、バジル、落花生、レモンを作付けする予定です。今回の申請作付けは 50a 以上になっていませんが、新富町で 1,613 m²の農地を借りますので 50a 以上になります。農機具に関しては、西

都市と愛知県で製茶業を営む貸人の〇〇さんから軽トラとトラクターをリースします。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に6番の説明をお願いします。

局長 6番を説明します。受人：新富町の〇〇、渡人：神戸市の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番5、登記・現況ともに畑、面積199㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。尚空き家に付属した農地の所有権移転となっています。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17番 6番を説明します。今回の申請は、神戸市に住む〇〇さんから、新富町に住む〇〇さんへの売買となります。申請地につきましては、平成29年11月の総会議案第28号の空き家に付属した農地として承認された農地で、今回空き家と農地をセットで取得されることで申請されたものです。農地を初めて取得することから、「取得農地を5年以上継続して耕作する誓約書」及び「営農計画書」が提出されています。申請地には、スイカを作付けする予定です。特に問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格ですが、農地のみでは算定されておらず、家屋、宅地、農地が

セットで〇〇円となっています。

議長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第120号空き家に附属した農地指定の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第120号空き家に附属した農地指定の承認については、議案書ページの通り1件の申請であります。

申請番号1番について説明いたします。申請者：埼玉県日高市〇〇番地18、〇〇、

申請地：大字平郡字〇〇番1他3筆、登記・現況とも畑、面積1,176㎡です。

議長 ここで担当委員の説明をお願いします。

6番1番について報告します。お手元の地図を参照して下さい。申請地は、〇〇集落内の農地で、〇〇公民館から西へ約300m進んだ農地になります。今回の申請は、埼玉県に住んでいる〇〇さん所有の農地を、空き家に附属する農地と指定するものであります。空き家については、〇〇さんの所有で、空き家バンクに登録してあることを確認しています。農地は空き家に隣接しており、集落内にありますので、集落内の人でなければ、耕作管理困難な農地でありますので、問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議 長 議案第121号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第121号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、先ず初めに、議案書5～10ページの所有権移転分11件を説明させていただきます。

1番 受人：岩爪の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他3筆、登記・現況ともに畑、面積1,857㎡です。

2番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積3,003㎡です。

3番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他1筆、登記・現況ともに田、面積5,983㎡です。

4番 受人：穂北の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地、大字穂北字〇〇番、登記・現況ともに田、面積2,358㎡です。

5番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,229㎡です。

6番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地、大字三納字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積3,770㎡です。

7番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地、大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 954 m²です。

8番 受人：穂北の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地、大字南方字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,030 m²です。

9番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地、大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 950 m²です。

10番 受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地、大字三納字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 3,222 m²です。

11番 受人：三宅の〇〇、渡人：〇〇、申請地、大字三宅字〇〇番 15 他 3 筆、登記・現況ともに畑、面積 12,536 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 4 月 5 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 11 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 121 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権

設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 121 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 11～15 ページの通り 7 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：新田の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 17 他 9 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 15,141 m²、令和 4 年 4 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：岡富の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番 2 他 12 筆、登記・現況ともに田 12 筆、登記：田、現況：畑 1 筆、面積 13,543 m²、令和 4 年 4 月から 10 年間の使用借権の再設定です。

3 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 5,104 m²、令和 4 年 5 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

4 番 受人：三納の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 4 筆、登記・現況ともに田、面積 8,807 m²、令和 4 年 5 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

5 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,751 m²、令和 4 年 4 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

6 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記：田、現況：畑、面積 614 m²、令和 4 年 4 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

7 番 受人：妻町の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番イ他 1 筆、登記：山林、現況：畑 1 筆、登記・現況ともに畑 1 筆、面積 1,992 m²、令和 4 年 5 月

から5年間の使用借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していません。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしていません。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年4月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から7番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第122号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第122号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書16～23ページの通り13件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積5,814㎡、令和4年5月から3年8ヶ月間の使用貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していま

す。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年4月5日を予定しております。

議長 代表1番の説明がありましたが、1番～13番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第123号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第123号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書24～25ページの通り3件であります。順番に説明します。非農地証明明細番号1、土地の所在：大字加勢字〇〇番1、地目：台帳：畑、現況：山林、面積342㎡、所有者：佐土原町下田島字〇〇番地4、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4になります。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

12番 1番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。〇〇公民館から南へ約200m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇が所有する農地ですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、また農地区域内でもなく、公共投資の対

象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由 4 に該当すると判断しました。

皆さまのご審議をお願いします。

議 長 説明がありました番号 1 について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号 2 の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字加勢字〇〇番、地目：台帳：畑、現況：原野、面積 138 m²、所有者：大字加勢〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

議 長 番号 2 について地元委員の説明を求めます。

12 番 2 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。先ほどの、1 番の農地からさらに南へ約 200m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが所有する農地ですが、10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、また農地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をお願いします。

議 長 説明がありました番号 2 について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号3の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号3、土地の所在：大字三宅字〇〇番27他1筆、地目：台帳：畑、
現況：山林、面積666㎡、所有者：大字三宅〇〇番地7、氏名：〇〇、非農地判断は、
事由4になります。

議 長 番号3について地元委員の説明を求めます。

15 番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落にある農地です。先ほどの農地法
第3条で申請があった農地の近くで、〇〇から西へ約300m行った所の農地です。詳
細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが所有する農地
ですが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土
地であり、また農地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地で
もないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をお願いします。

議 長 説明がありました番号3について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま
す。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号4の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号4、土地の所在：大字銀鏡字〇〇番他3筆、地目：台帳：田及び畑、現況：雑種地、面積821㎡、所有者：大字銀鏡〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由3になります。

議 長 番号4について地元委員の説明を求めます。

25 番 4番を説明します。申請地は、東米良地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが所有する農地ですが、西都市が〇〇として設置した土地であり、農地法第5条第1項各号に規定する場合に該当し、農地以外の土地になっていることから、事由3に該当すると判断しました。皆さまのご審議をお願いします。

議 長 説明がありました番号4について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5時6分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

13 番 _____

24 番 _____